

令和6年度

P T A 規 約

大阪府立難波支援学校 P T A

〒556-0027 大阪市浪速区木津川2丁目3番30号 ☎06(6562)2251

P T A 規 約

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、大阪府立難波支援学校 P T A と称します。

1. 設立年月日 昭和 34 年 4 月 21 日
2. 住所 大阪市浪速区木津川 2 丁目 3 番 30 号

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長を図ることを目的とします。

第 3 条 この会は、前条の目的を果たすため次の活動をします。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童生徒の保護、育成に努めます。
2. 家庭と学校とにおける教育環境の整備と改善に努めます。
3. 学校に対する公費の確保に協力します。
4. 児童生徒の生涯を保証しうよう社会の協力を要請します。
5. 教育水準を高めるために会員の成人教育を盛んにします。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動します。

1. 児童生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体や機関と協力します。
2. この会は、営利、宗教、政党とはいっさいの関係を断ちます。
3. この会は、自主独立の会ですから、他の団体や機関から支配、統制、干渉を受けません。
4. この会は、学校の教育方針、人事ならびに管理には干渉しません。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできるものは次のとおりです。

1. この学校に在籍する児童生徒の保護者またはこれに代わる人（以下保護者と呼ぶ）と、この学校に勤務する教職員。
2. この学校の教育に理解をもって入会申し込みをして実行委員会の承認を得た人。

第 6 条 会員はすべて会費を納入するものとします。

第 7 条 本会の会員は、すべて平等の権利義務を有します。

第 5 章 経 理

第 8 条 この会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄付金によって支弁されます。

第 9 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

第10条 この会の資産は、すべて第2章にあげた目的以外のために支出することはできません。

第11条 この会の会費は、次のとおりとします。

1. 保護者の会費は、1家庭につき年額4,000円とします。
2. 教職員の会費は、年額4,000円とします。

第12条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されねばなりません。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わります。

第6章 役員と選挙

第14条 1. この会の役員は次のとおりです。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 会長1名 | 保護者 |
| 2. 副会長2名 | // |
| 3. 書記1名 | 保護者又は教職員 |
| 4. 会計1名 | 保護者又は教職員 |

2. 役員は他の役員、又は会計監査をかねることはできません。

第15条 役員任期は1年とし、再選された場合は1年間だけ留任できます。ただし、同一役職の任期は最長2年としますが、他の役職には再選されることができません。(任期は、毎年度の最初に開催される定期総会から始まり、翌年度の最初に開催される定期総会までとします)

第15条の2 前条の定めにかかわらず、会長の任期については、大阪府支援学校PTA協議会から本会に役員選出の要請があった場合等、諸般の事情を考慮して、第16条に定める指名委員会が会長の職にある者を留任させる必要があると認めて、前条に定める期間を超えて会長の候補者として指名したときは、更に1年に限り留任させることができます。

第16条 役員選挙及び就任日は次のとおりです。

1. 役員選挙は、役員候補指名委員会(以下「指名委員会」といいます。)が担当又は実施します。
2. 指名委員会は役員会で選出された8名の指名委員で構成します。
3. 指名委員のうち、委員長(以下「指名委員長」といいます。)は退任役員または実行委員の中から選出します。
4. 指名委員長以外の指名委員7名については以下のとおり選出します。
 - (1) 保護者の中から次の区分により6名を選出します。
 - ア. 高等部から3名の指名委員を選出します。
 - イ. 中学部から2名の指名委員を選出します。
 - ウ. 小学部から1名の指名委員を選出します。
 - (2) 教職員の中から1名の指名委員を選出します。
 - (3) 実行委員の中から1名の指名委員を選出します。
5. 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができません。
6. 指名委員は、各役員の定数を超える候補者をあげ、役員選挙の10日以前に全会員に通知します。ただし、定数を超える候補者がいない等の場合は、その状

況を通知するものとします。なお、定数に満たない場合は、前役員が引き継げるものとします。

7. 一般会員からの立候補者は、役員選挙の15日以前に立候補者の届出を指名委員会へ出さねばなりません。
8. 候補者の発表は必ずその候補者の同意を得ていなければなりません。
9. 指名委員の氏名は3月末までに会員に発表します。
10. 役員は毎年度の最初に開催される定期総会において選出し、承認された日から就任します。

第17条 会長の欠員を生じたときは、副会長が昇格します。この場合の任期は、前任者の残任期間とします。

第18条 会長以外の役員に欠員が生じたときには、実行委員会が補充します。この場合の任期は、前任者の残任期間とします。

第7章 役員の資格とその任務

第19条 この会の目的ならびに方針について十分な理解をもち、公選による公職者でない者は、第16条の規定にしたがって役員に選挙されることができません。

第20条 役員の任務は次のとおりです。

1. 会長

- (1) 総会、実行委員会を招集し、会議の議長となり、外部に対しては、この会を代表します。
- (2) 他の役員、および校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長を任命します。
- (3) 実行委員会の承認を得て、常置委員会、特別委員会の委員を任命します。
- (4) この会の資産を管理し、実行委員会に図り、予算を立案します。
- (5) 会長は、運営の充実を図るため、実行委員会の承認を得て、経験豊かな人を顧問として、1名おくことができます。
- (6) 顧問は、役員会及び実行委員会の要請により、知識や経験を活かし、適切な助言を行うことができます。

2. 副会長

会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行します。

3. 書記

総会、実行委員会の議事、その他全般の活動状況を記録し、保管し、且つ会長の指示に従ってこの会の庶務を司ります。

4. 会計

総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、会計簿を保管し、会長の予算立案に協力し、また会計監査を受けて、会員に報告します。

第 8 章 会計監査委員会

- 第 21 条 この会の経理を監督するために、会計監査委員会を置きます。会計監査委員会は、委員長のほか 2 名までの会計監査委員で構成します。
- 第 22 条 会計監査委員長の選挙および就任は、第 16 条に準じます。会計監査委員長は他の会計監査委員を選任します。
- 第 23 条 会計監査委員はその年の会計を年間 2 回監査し、その結果を総会で全員に報告します。
- 第 24 条 会計監査委員の任期は 1 年とします。
- 第 25 条 会計監査委員長は実行委員会に出席して、意見を述べることができます。

第 9 章 総 会

- 第 26 条 総会は、全会員をもって構成される、この会の最高議決機関です。
- 第 27 条 1. 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 とします。決議は出席者の過半数の同意を要します。
2. 災害その他やむを得ない理由により、出席者を限定して総会等を開催しなければならないときまたは集会方式による総会を開催することができないときは、前項の決議の方法を書面による決議に替えることができるものとします。
- 第 28 条 実行委員会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の要求があったときは、会長はいつでも臨時総会を招集しなければなりません。
- 第 29 条 1. 定期総会は、毎年度 5 月下旬までに 1 回以上開催します。
2. 定期総会では、次の案件について審議等を行います。
- (1) 前年度の事業報告および決算報告に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) 年間事業計画および予算案に関すること。

第 10 章 実行委員会

- 第 30 条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長、副委員長および校長・教頭・書記補・会計補によって構成されます。
- 第 31 条 実行委員会の任務は次のとおりです。
1. 会長によって任命される各委員会の委員を承認すること。
2. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討すること。
3. 総会に提出する議案を調整すること。
4. その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理すること。
5. 必要ある時は、特別委員会を設けること。
6. 常置委員会の委員の数を検討すること。
- 第 32 条 実行委員会は毎月 1 回定例会を開催します。

第 11 章 常置委員会及び特別委員会

第 33 条 この会の活動に必要な事項について情報提供・管理するために、次の常置委員会を置きます。

1. 企画委員会
2. 広報委員会
3. 成人教育委員会
4. 保健体育委員会
5. 進路人権委員会

第 34 条 1. この会の特定の目的を遂行するため、必要あるときは、特別委員会を設けることができます。

2. 特別委員会の委員長は必要ある場合、実行委員会に出席し、意見を述べるすることができます。

第 35 条 1. 各常置委員会および特別委員会の委員長、副委員長は他役員および校長の意見を聞いて会長が任命します。

2. 各委員は委員長の選定に基づき、実行委員会の承認を得て会長が任命します。

第 36 条 各常置委員会および特別委員会の委員の任期は 1 年とします。ただし、再任は妨げません。

第 37 条 常置委員会相互での委員の兼任はできません。

第 38 条 企画委員会の任務は次のとおりです。

1. ベルマークの管理（整理及び集計）をします。
2. 標準服及び校内着のリサイクル等をします。
3. 総会等の受付をします。

第 39 条 広報委員会の任務は次のとおりです。

1. 会員に対して、会の行事など活動状況の情報等を伝達します。
2. 会に対する認識と理解を深めて、進んで協力を得るよう広報活動をします。
3. 機関紙を発刊します。

第 40 条 成人委員会の任務は次のとおりです。

1. 会員の教養と認識・技能を高めるため、講演会、見学会等の学習活動を推進します。
2. 地域の社会教育活動に協力し、地域社会との交流を図ります。

第 41 条 保健体育委員会の任務は次のとおりです。

1. 学校の保健体育事業に協力し、生徒の体力、健康の増進に努めます。
2. 会員のスポーツ、レクリエーション活動を行い、会員の健康の増進と親睦を図ります。
3. 学校給食が十分な効果を上げるよう、試食会等の学校給食に伴う諸行事に協力します。

第 42 条 進路人権委員会の任務は次のとおりです。

1. 卒業後の進路について情報提供します。

2. 施設見学、就職懇談会等の行事に協力します。
3. 会員に対して人権啓発の活動を行います。
4. 関係機関等の行う人権啓発行事、研修会へ参加します。

第43条 校長・教頭・書記補・会計補は各常置委員会および特別委員会に出席して意見を述べることができます。

第12章 改 正

第44条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができます。ただし、改正案は少なくとも総会の7日前までに、その内容を会員に知らせなければなりません。

付則

第1条 この規約は平成28年4月1日から発効する。

第2条 大阪府に移管前のこの会に関する規約の適用についてはなお従前の例によるものとする。

改正付則（平成30年4月1日）

第1条 この規約は平成30年4月1日から発効する。

改正付則（平成31年4月1日）

第1条 この規約は平成31年4月1日から発効する。

改正附則（令和元年12月19日）

第1条 この規約は、令和元年12月19日から発効する。

第2条 改正後の第15条の2の定めは、令和6年3月31日までの期間に限り効力を認めるものとする。

改正付則（令和2年5月7日）

第1条 この規約は令和2年4月10日から発効する。

改正付則（令和3年5月20日）

第1条 この規約は令和3年5月20日から発効する。